

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年3月6日（平成29年（行情）諮問第76号）

答申日：平成29年6月15日（平成29年度（行情）答申第85号）

事件名：「H26年度 児童生徒の幸福追求権を侵害した事例（事故，事件）
が記載されている文書」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H26年度 児童生徒の幸福追求権を侵害した事例（事故，事件）が記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月17日付け27受文科初第2705号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）異議申立ての理由

文書の特定をすることができる。文化庁の職員は，公務員には，幸福追求権があると主張した。児童生徒にも，当然，幸福追求権が存在する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書について

本件異議申立てに係る行政文書は，H26年度児童生徒の幸福追求権を侵害した事例（事故，事件）が記載されている文書である。

本件対象文書につき，どのような文書を求めているのか特定できなかったため，法9条2項の規定に基づき，不開示としたところ，異議申立人から，原処分の取消しを求める旨の異議申立てがされたところである。

2 本件対象文書の特定について

行政文書を特定するに足りる事項については，行政機関の職員が，請求書の記載から，開示請求人が定める行政文書を他の行政文書と識別できる

程度の記載があることが条件であり、本件においては、当該開示請求書に開示請求人が定める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載が足りないと判断したため、相当な期間を定めて補正を依頼したものの、補正をしないとの回答を異議申立人から受けたため、どのような文書を求めているのか判断できないことから原処分を行ったところである。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書の特定ができないため、原処分の決定を行ったところであり、異議申立人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月5日 審議
- ④ 同月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、異議申立人に、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったため、本件開示請求には、行政文書の特定が不十分という形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件開示請求の特定に係る経緯等について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 異議申立人が開示を求める文書は「平成26年度児童生徒の幸福追求権を侵害した事例（事故、事件）が記載されている文書」（本件対象文書）であるところ、そもそも「幸福追求権」という用語の意味が曖昧であるため、具体的にどのような事例に係る文書を請求しているのか不明確であったが、児童生徒の事件等報告書（都道府県・指定都市教育委員会から入手したもの）を念頭に請求しているのではないかと考え、文書にて当該文書を例示し、請求文書を具体的に特定するよう相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、回答期限経過後、異議申立人から補正に応じない旨の口頭回答があり、結局、具体的にどのような文書の開示を求めているのか依然として不明のままであったため、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたものである。

なお、児童生徒の事件等報告書は、児童生徒をめぐる重大事件や自

殺等の事実関係を正確かつ迅速に把握するための、各都道府県・指定都市教育委員会からの報告書であり、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等が発生した場合ごとに「児童生徒の事件等報告書」を提出するよう依頼しているものである。

イ これに対し、異議申立人は、異議申立書において「文化庁の職員は、公務員には幸福追求権があると主張した」と述べており、これは、文化庁の職員が「幸福追求権」という言葉を口にする以上、その意味を明確に理解した上で話したのであるから、異議申立人が開示を求める「児童生徒の幸福追求権を侵害した事例（事故，事件）が記載されている文書」についても、どのような文書がこれに該当するのか特定することが可能であるとの主張であると解される。

ウ しかしながら、異議申立人と文化庁の間には、過去、以下のような経緯があり、その際に文化庁の職員が話した「幸福追求権」という言葉については、何らかの正確な定義を置いた上で使用したものではなく一般論の説明時に使用した言葉であるので、このことから、本件開示請求において異議申立人が開示を求める文書が具体的にどのような文書であるのか、何ら明確になるものではない。

a 異議申立人は、以前から開示請求の窓口において対応した文部科学省職員の容貌等を職員に事前に断ることなく撮影していたため、撮影する場合は撮影前に職員の了承を得てほしいと要請していたところ、文化庁職員が面談した際にも、異議申立人は無断で写真撮影を行ったため、文化庁職員は、一般論として「職員にも（一般国民と同様に）肖像権や幸福追求権があるのではないか」といった説明を行ったことがある。

b 上記 a の面談とは別に、その後、異議申立人が文部科学省の情報公開請求の相談窓口に来庁した際、著作権法 42 条の 2 についての説明を求めたため、情報公開請求の担当である総務課は、文化庁に対し対応の補助を依頼したことがある。

その際、応援の文化庁職員が異議申立人に対し著作権法 42 条の 2 の説明を行った後、異議申立人から、特定職員を無断で写真撮影するとともに、省庁職員を無断で写真撮影してはいけない法的根拠等はあるかと尋ねられたため、応援の文化庁職員から、「判例においては、憲法 13 条の幸福追求権に基づいて、いわゆる「肖像権」について認めた事例がある」と説明したことがある。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、本件開示請求時に異議申立人に対して求めた求補正に係る記録の提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、確かに、諮問庁が上記（1）アにおいて説明するとおり、本件開示請求を受けてから原処分を行うまでの間

に、異議申立人が開示を求める文書の内容確認を求める依頼（求補正）を行っているものの、回答期限までに異議申立人からの回答は提出されていないことが認められる。

また、上記（１）ウの経緯を踏まえると、文化庁の職員が使用した「幸福追求権」という言葉に正確な定義付けが行われ、その意味するところが明確であるとは認められないから、本件開示請求を受け、このままでは文書特定ができないと判断し、その旨を異議申立人に文書で説明し補正を求めたものの、回答期限経過後に補正に応じない旨の口頭回答があったことから不開示決定を行った原処分は妥当であるとする諮問庁の上記（１）の説明は、首肯することができる。

以上のことから、本件対象文書については該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司